

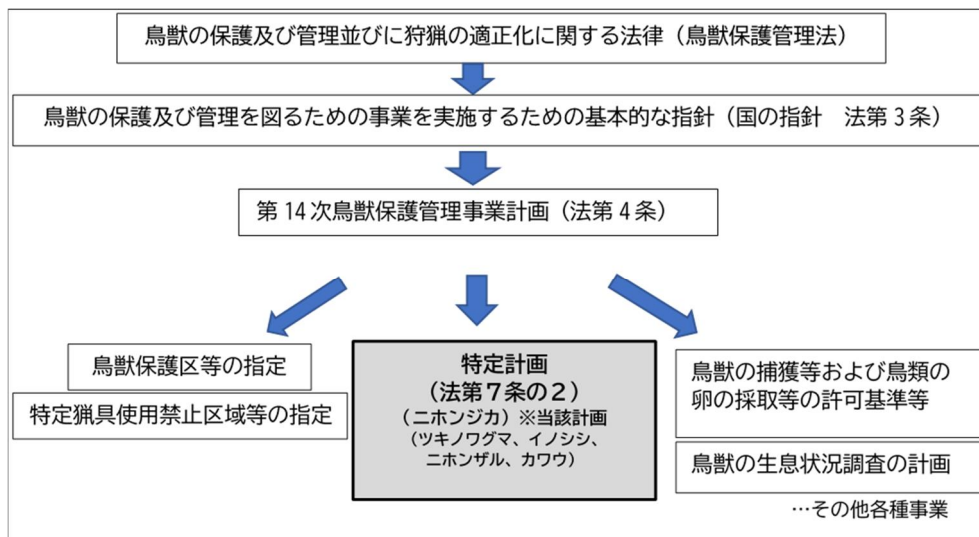
滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第 5 次）の策定について

1 計画の概要

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 7 条の 2 第 1 項に基づき、都道府県知事は当該都道府県の区域内において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（希少鳥獣を除く。）がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣の管理に関する計画（第二種特定鳥獣管理計画）を定めることができることとされている。

都道府県知事は、第二種特定鳥獣管理計画を定め、またはこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法第 51 条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聞かなければならないとされている。

ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第 4 次）の期間が、令和 9 年 3 月 31 日をもって終了することに伴い、5 年間の次期計画（第 5 次）を策定する。



2 スケジュール

時 期	概 要
令和 8 年 6 月	環境審議会へ諮問
令和 8 年 8 月	第 1 回ニホンジカ特定計画検討会
令和 8 年 9 月	環境審議会自然環境部会審議（素案について）
令和 8 年 10 月	環境・農水・企業常任委員会報告（素案について）
令和 8 年 10 月	第 2 回ニホンジカ特定計画検討会
令和 8 年 11 月	環境審議会自然環境部会審議（答申案について）
令和 8 年 11 月	環境審議会から答申
令和 8 年 12 月	環境・農水・企業常任委員会報告（計画案について）
令和 8 年 12 月	県民政策コメントの実施、市町等への計画案に係る意見照会
令和 9 年 2 月	環境・農水・企業常任委員会報告（県民政策コメント実施結果）
令和 9 年 3 月	計画の策定・公表

滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画対比表

滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(第4次)	滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(第5次)
1. 計画策定の背景および目的 (1) 背景 (2) 目的 2. 管理すべき鳥獣の種類 3. 計画の期間 4. 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域 5. 現況	1. 計画策定の背景および目的 (1) 背景 (2) 目的 2. 管理すべき鳥獣の種類 3. 計画の期間 4. 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域 5. 現況
(1) 分布状況および生息環境 ①分布状況 ②生息環境	(1) 生息動向 ①分布状況 ②個体群動向に関する情報 ③生息環境
(2) 生息数の動向と評価 ①生息密度指標の推移 ②第1次～第3次計画(平成17年度～令和元年度)における個体数調整の評価 ③捕獲個体の年齢構成 (3) 狩猟者数の動向 ①捕獲の担い手の確保・増員のための研修会や普及啓発について ②報奨金の交付状況	(2) 捕獲状況 ①捕獲の現状と動向 ②捕獲の担い手に関する状況 (3) 農業被害と被害防除の状況 ①被害の状況 ②被害防除の状況
(4) 農業被害と被害防除の状況 ①被害の状況 ②被害防除の状況	(4) 林業被害と被害防除の状況 ①被害の状況 ②被害防除の状況
(5) 林業被害と被害防除の状況 ①被害の状況 ②被害防除の状況	(5) 森林植生等の衰退等状況 ①被害の状況 ②被害防除の状況
(6) 森林植生等の衰退等状況 ①被害の状況 ②被害防除の状況	6. 第4次計画の評価と課題 (1) 第4次計画における個体群管理の評価と課題 (2) 第4次計画における農業被害防除の評価と課題 (3) 第4次計画における林業被害防除の評価と課題
6. 管理の目標と施策の基本的な考え方	7. 最終目標・成果目標(管理の目標) (1) 農業への被害軽減に関する指標と目標 (2) 林業への被害軽減に関する指標と目標 (3) 森林植生・生態系への被害軽減に関する指標と目標
7. 数の調整に関する事項 (1) 目標達成のための具体的な施策 ①年間捕獲目標頭数 ②狩猟による銃捕獲での捕獲頭数制限の撤廃 ③狩猟期間の延長 ④高標高域・奥山での捕獲の推進 ⑤指定管理鳥獣捕獲等事業の実施 (2) その他目標達成のために推進すべき事項 ①錯誤捕獲の防止について ②捕獲者等の感染症防止対策等 ③捕獲個体の埋設処分について ④安全対策について	8. 個体群管理(数の調整に関する事項) (1) 年間捕獲目標頭数 (2) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施
8. 被害防除対策に関する事項 (1) 農業における被害防除の対策 (2) 集落および農地周辺の被害管理の方針 (3) 林業における被害防除の対策 ①枝葉への摂食被害の防除対策 ②剥皮被害の防除対策	9. 生息環境の保全および整備に関する事項 (1) 生息環境管理の考え方 (2) 森林の保全・整備に関する方針 (3) 集落および農地に接する森林ならびに耕作放棄地等の管理の方針
9. 生息環境の保全・整備に関する事項 (1) 森林植生等の衰退等 (2) 森林の保全・整備に関する方針 (3) 集落および農地に接する森林および耕作放棄地等の管理の方針	10. 被害防除対策に関する事項 (1) 農業における被害防除の対策 (2) 林業における被害防除の対策 ①枝葉の摂食被害 ②剥皮被害 (3) 植生・生態系への被害防除の対策
10. その他管理のために必要な事項 (1) モニタリング等の調査研究 ①シカ管理モニタリング ②被害管理モニタリング (2) 普及啓発・合意形成等普及啓発・合意形成等 ①集落・地域住民の役割 ②普及啓発・合意形成等普及啓発・合意形成等 (3) 関係機関の実施体制 ①市町等の役割 ②県の役割 (4) 捕獲個体の資源的利用の支援	11. その他管理のために必要な事項 (1) モニタリング等の調査研究 ①個体群管理のモニタリング ②被害防除対策のモニタリング (2) 特定計画の実施体制 ①県の役割 ②市町の役割 (3) 錯誤捕獲対応の実施体制等 (4) 捕獲個体の資源的利用の支援

滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(第5次)〔素案〕 【概要版】

現 状

○分布状況

- ・ シカの分布可能な地域にはほとんど分布している。
- ・ 生息密度指標である糞塊密度は、横ばい傾向であるが、湖北地域では上昇傾向にある。
- ・ ベイズ法による生息数推定では、平成 25 年度(2013 年度)の 57,941 頭(中央値：90%信用区間 49,995～71,085 頭)から令和 6 年度(2024 年度)は 49,422 頭(中央値：90%信用区間 40,697～62,581 頭)に減少している。

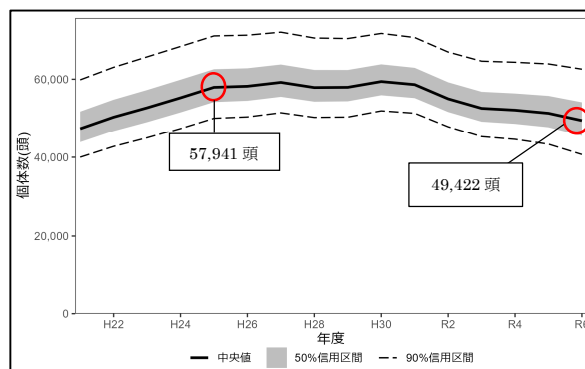
○被害状況

- ・ 農作物被害は、平成 24 年度以降に防護柵の設置等が進んだことにより、平成 22 年度のピーク(169,395 千円)から令和 3 年度(5,785 千円)まで減少し、近年は下げ止まり傾向にある。
- ・ 林業被害についても、防護柵等による防除が進んだことにより大幅に減少し、近年は下げ止まり傾向にある。
- ・ 近年、伊吹山でシカの食害が一因とみられる土砂災害が発生するなど、奥山・高標高域に滞留するシカの食害による下層植生の衰退が顕在化している。

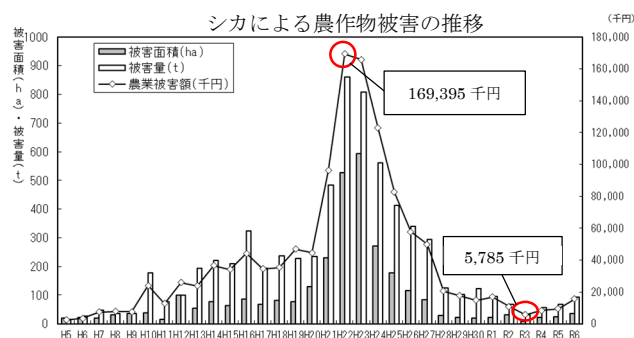
○捕獲状況

- ・ 近年は、約 9 割が許可捕獲による捕獲となっており、狩猟による捕獲と合わせて 15,000 頭前後を捕獲している。

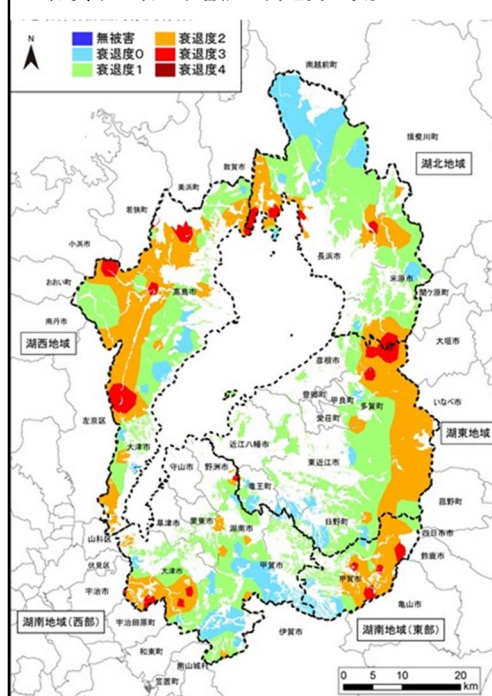
滋賀県全域におけるシカの推定生息数の推移



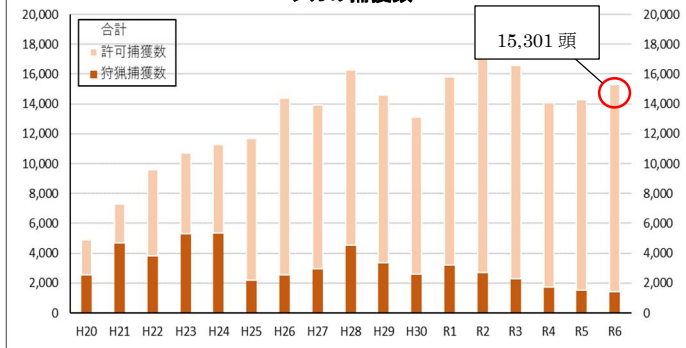
シカによる農作物被害の推移



滋賀県全域の下層植生衰退度の状況



シカの捕獲数



計画期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

計画の実施区域

県全域

第4次計画による目標の達成状況

○農作物被害

第4次計画における管理目標	R1 農作物被害金額(千円)	目標値(千円)	R6 実績値(千円)
農作物被害金額を令和元年度(2019年度)に対して10%減少させる。	16,749	15,074 (-10%)	15,537 (-7.2%)

○林業被害

第4次計画における管理目標	R1 剥皮被害面積(ha/年)	目標値(ha/年)	R6 実績値(ha/年)
林業の剥皮被害面積を100ha以下にする。	118	100	6 ※参考 累計値:259ha/5ヵ年

○個体群管理

第4次計画における管理目標	H25 推定生息頭数	目標値	R6 実績値
平成25年度(2013年度)時点の推定生息数の水準から、令和5年度(2023年度)までのできるだけ早い時期に半減させる。	57,941	28,970 (-50%)	49,422 (-14.7%)

管理の目的

農林業被害および森林植生等への影響を低減し、シカの健全な個体群の安定的維持を図る。

第5次計画における管理目標

- ☐ 農業被害金額を令和6年度と比較して半減させる。
(第4次計画:10%減 → 第5次計画:50%減)
- ☐ 令和13年度までの5年間で、シカによる累計剥皮被害面積を50ha以下にする。
(第4次計画:100ha/年以下 → 第5次計画:10ha/年以下)
- ☐ 下層植生衰退度3以上の森林の割合を10%以下にする。
(第5次計画からの新規項目 ※参考 令和4年度:15%)
- ☐ 令和13年度(2031年度)までのできるだけ早い時期に、シカの生息頭数を平成25年度(2013年度)の水準から半減させる。
(第4次計画:令和5年度(2023年度)までに半減 → 第5次計画:令和13年度(2031年度)までに半減)

計画のポイント

これまで掲げてきた農林業被害の管理目標と、個体群管理の目標に加えて、森林植生・生態系への被害の管理目標を追加した。これにより、個体群管理、被害防除対策、生息環境管理の3つの総合対策を推進し、被害のさらなる低減をめざす。

(1) 個体群管理

○ 猟期の延長、有害捕獲の支援等のこれまでの取組により、生息数は減少傾向にあるものの、目標達成には至っておらずさらなる捕獲が必要。奥山・高標高域では、滞留するシカによる下層植生への影響が顕在化。



- ・ 農林業地周辺における市町による有害捕獲に対する支援の継続
- ・ 捕獲困難地である奥山・高標高域での指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲の実施
- ・ 他府県や市町との広域連携による捕獲活動の推進
- ・ 狩猟期間の延長を継続(11/15～2/15⇒11/1～3/15)
- ・ 捕獲の担い手の確保・育成や捕獲体制整備への支援

R11 半減目標達成予定



○年度別捕獲目標

地域	R9	R10	R11	R12	R13
湖北地域	5,500	5,000	4,000	3,000	3,000
湖東地域	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
湖西地域	3,000	3,500	4,500	5,000	5,000
湖南地域・東部	800	800	800	800	800
湖南地域・西部	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
合計	15,800	15,800	15,800	15,300	15,300
年度ごとの捕獲目標	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000

(2) 被害防除対策

○ 農業被害、林業被害ともに減少傾向にあるものの、近年は下げ止まり。防護柵の老朽化が課題。



- ・ 農地を守るための防護柵の設置や、その維持管理のための点検に対する各種支援の実施
- ・ 造林地を守るための防護柵設置やテープ巻きによる剥皮被害防止対策等への支援を推進

(3) 生息環境管理

○ 人とシカの棲み分けによる被害軽減のため、人の生活圏に近づきにくくする環境管理が重要。



- ・ 農地等に接する藪化した里山や竹藪等での草刈り(緩衝帯整備の推進)

(4) その他

- ・ 生息動向や被害を把握するモニタリング手法や評価手法の改善
- ・ 「3つの総合対策」の取組推進に向けた実施体制の整備(庁内の連携、市町および他府県との連携の強化)